

地域金融円滑化のための基本方針

大和信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 態勢整備を図るために理事会等において以下の事項を決議し、中小企業の金融円滑化の態勢整備を図っております。
理事会における決議事項：本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規定、金融円滑化管理責任者の選任
- ・ 21年12月16日から各営業店窓口に「金融円滑化相談窓口」を設置し、お客様からの金融円滑化に関する相談に的確に対応する態勢を整えております。
- ・ お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備にも積極的に取り組んでいます。本部に専門部署である「財務支援室」を設置し、中小企業診断士の資格保持者を中心として取引先企業のサポートを行っております。また、中小企業基盤支援機構が実施している「地域力連携拠点事業」にも本部と営業店が連携して参画し、専門家のアドバイスを受けつつ取引先企業の経営支援活動を推進しています。

- ・ お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を次の通り積極的に実施しています。
「融資マン養成講座」：営業店の業務推進課員（渉外担当者）に対し、金庫内の融資のエキスパート職員が講師となって「目利き力」向上を目指して開講しています。
「中小企業診断士養成講座」：中小企業専門のコンサルタントである「中小企業診断士」の資格取得を支援するため、金庫内の有資格者などが講師となって開講しています。
- ・ 平成21年度第4四半期から、店舗表彰基準及び人事考課基準を金融円滑化法の趣旨に沿って改正いたしました。
- ・ 平成15年度から、事業所の専門担当員としてビジネスマネージャー制度を導入し、取引先中小企業のサポート強化を図っています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情・相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大和信用金庫 金融円滑化相談窓口（受付時間 平日 9:00～17:00）

電話番号0120-032-167（直通）

以上